

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	76	事業名	雨水排水対策事業 (岩子地区)	事業番号	◆D-21-3-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	277,100 (千円)	全体事業費			346,188 (千円)

事業概要

■雨水排水対策事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備するが、雨水排水区域の規模縮小を図るための道路嵩上箇所の背後地の盛土及び家屋の嵩上げ等を実施する。

▽事業量

対象面積 岩子地区、約 5ha

事業内容：民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用

▼位置付け

〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備 (P40)

〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P43)

(事業間流用による経費の変更) (平成 26 年 3 月 31 日)

資材調達方法の変更により本工事費が増額したため、◆D-21-2-1 雨水排水対策事業 (尾浜地区) より 134,500 千円 (国費：107,600 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 277,100 千円 (国費：221,680 千円) から 411,600 千円 (国費：329,280 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

事業進捗により事業費が、65,412 千円 (国費：52,329 千円) 減額したため、

D-1-27 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道：百槻和田線) へ 36,033 千円 (国費：H24 予算 28,826 千円)

D-6-1 東日本大震災特別家賃低減事業へ 29,379 千円 (国費：H24 予算 23,503 千円)

を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 411,600 千円 (329,280 千円) から、346,188 千円 (276,951 千円) に減額

当面の事業概要

<平成 25 年度～平成 25 年度>

①民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下 (40 cm 程度) が発生した。

特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に 2 回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。

また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。

対策として下水道による強制排水を行うことを考えていたが、対象範囲が広く、かつ事業費が大きくなるため、一部区域を盛土による嵩上げを行うことによって、経費を抑えることができ、より効果的な対策が講じられる。

については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設と併せて民地、道路の嵩上げを行い、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、道路、水道、公共下水道 (汚水) 等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-21-3
事業名	下水道事業 (公共下水道 (雨水幹線) 整備事業) (岩子地区)
交付団体	相馬市
基幹事業との関連性	
嵩上げによる排水区域の規模を縮小化することで下水道事業の事業費削減を図る。	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	事業番号	E-1-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		88,012 (千円)	全体事業費		210,820 (千円)

事業概要					
■低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業					
東日本大震災における地震、津波等によって著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために、自然災害の恐れの高い土地からの住宅の移転及び被害を受けた住宅の再建に伴い、浄化槽によって排水を処理すべき区域に居住する住民に対し、その浄化槽の設置に要する費用を助成する事業を実施する。					
▽事業量					
①本事業の補助対象者					
災害危険区域から区域外に移転し浄化槽を設置する者 設置基数 343基					
災害危険区域以外で住宅被害が半壊以上であり、浄化槽を設置する者 設置基数 210基					
②事業費 5人槽×332千円×221基 7人槽×414千円×332基 210,820千円					
▼位置付け					
〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26)					
〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)					

当面の事業概要					
<平成24年度>					
①対象者：553世帯のうち、申請のあった者に順次補助					
②事業費 5人槽×332千円×22世帯 7人槽×414千円×32世帯 (想定)					
<平成25年度>					
①対象者：553世帯のうち、申請のあった者に順次補助					
②事業費 5人槽×332千円×76世帯 7人槽×414千円×102世帯 (想定)					
<平成26年度>					
①対象者：553世帯のうち、申請のあった者に順次補助					
②事業費 5人槽×332千円×76世帯 7人槽×414千円×102世帯 (想定)					
<平成27年度>					
①対象者：553世帯のうち、申請のあった者に順次補助					
②事業費 5人槽×332千円×47世帯 7人槽×414千円×96世帯 (想定)					

東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、当市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けている。					
特に、建物が流出し、多くの犠牲者を出した地域においては、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、約110ヘクタールの「災害危険区域」を指定している。					
今後、災害の未然防止を図るため、当該災害危険区域や津波、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、市民の生命の安全を確保する必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約110ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。					
また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	A-4-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		8,700 (千円)	全体事業費		26,100 (千円)
事業概要					
■埋蔵文化財発掘調査事業 東日本大震災により、津波、地震で著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のため、被災した市民の住宅等の再建に伴い、必要となる埋蔵文化財の調査を実施することによって、復興と埋蔵文化財発掘調査との両立を図り、生活基盤の速やかな確立、及び地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備のため広く支援する。 ▽事業量 ①遺跡内における被災住宅等の再建に伴い埋蔵文化財の有無、所在する場合の範囲及び性質等を明らかにするための試掘・確認調査を実施。 ②上記調査結果の受けて、住宅等の再建を優先することとなった場合における、記録保存のための本発掘調査の実施。 ・対象：半壊以上の罹災証明を受けた住宅等 2,119 件 ・平成 24 年度(4 月～12 月)における問い合わせ、調査件数：15 件 ・調査したうち、本発掘調査の割合：約 3 割(本市における過去平均) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 6 項 一般製造業及び第三次産業の支援(P38)					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> ①遺跡内における試掘・確認調査：20 件 ②本発掘調査：6 件 <平成 26～27 年度> ①遺跡内における試掘・確認調査：各年度 20 件 ②本発掘調査：各年度 6 件					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、被害を受けた住家等については、平成 24 年 12 月 31 日現在 2,119 件(半壊以上)となっており、各自生活基盤の再建を図っている。 津波により著しい被害を受けた地域については、市で新たな住宅団地を整備し、移転を促進するよう事業を進めておりますが、その他地域については、自主再建の方針を示しており、被災者自ら住宅等の再建を行うこととなっている。 その際、埋蔵文化財の確認を行うことは、建築確認上必要なことであり、仮に調査が必要となった場合、被災者への住宅再建への市況となるのが想定され、迅速な復旧・復興に遅れが生じる恐れがある。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。 なお、自主再建者には、生活再建支援金制度や本市独自の住宅再建支援策を設けている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (相馬市) 復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	A-4-2
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県		
総交付対象事業費	50,976 (千円)	全体事業費	50,976 (千円)		
事業概要					
<p>福島県が事業主体となる復興交付金事業のうち、相馬市内で行う道路事業、都市公園事業、農山漁村地域復興基盤総合整備事業に関連する埋蔵文化財発掘調査事業で、今回は下記の地区に関するものである。</p> <p>① 道路事業は「相馬互理線」「原町海老相馬線」、都市公園事業は「原釜・尾浜地区」、農山漁村地域復興基盤総合整備事業は「八沢地区」の事業地を対象とし、各事業地はそれぞれ周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する。</p> <p>② 各地区とも開発範囲が広範であることから、これまでに知られていない埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性がある。</p> <p>③ 分布・試掘・確認調査を実施することで、事業地に存在する埋蔵文化財を可能な限り早期に把握し、調査によって得られた成果 (遺跡詳細データ) を事業実施者側にその都度提供することで、遺跡が多数存在する場所の工法を変更すること (盛土工法等) が可能となる。工法変更により遺跡を破壊する部分 (本発掘調査) を最低限に留めることで、結果として同事業の円滑な推進を図ることが可能となる。(本発掘調査を回避することで、事業全体の時間的、費用的な削減を図る。)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <p>分布調査および試掘・確認調査。 (計 50,976 千円)</p> <p>・分布調査および試掘・確認調査 6,372 m² × 8 千円 = 50,976 千円</p>					
東日本大震災の被害との関係					
津波による海水の冠水および地殻変動による地盤沈下					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 3 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業) (八沢)	事業番号	C-1-4
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県	
総交付対象事業費	3,328,483(千円)		全体事業費	5,067,662(千円)	
事業概要					
<p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を行うとともに、農業経営高度化支援事業(指導事業、調査・調整事業、高度化経営体集積促進事業)のソフト事業を併せ行うものである。</p> <p>区画整理工 A=138.4ha(相馬市及び南相馬市全体で 368.8ha) 農業経営高度化支援事業 N=1 式</p> <ul style="list-style-type: none">・指導事業・調査・調整事業・高度経営体集積促進事業 <p>【相馬市復興計画の記載】 第 5 項 農業基盤整備</p> <p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。</p> <p>【福島県復興計画の記載】 (3) 新たな時代をリードする産業の創出</p> <ul style="list-style-type: none">④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり <p>農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。</p> <p>【他事業からの流用】 <第 16 回申請></p> <p>流用元：①C-1-8 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(右田・海老地区) ②C-1-9 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(真野地区)</p> <p>流用先：C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(八沢地区)</p> <p>流用額：① [H29] 209,896 千円(国費：157,421 千円)【工事費、用地買収費】 ② [H29] 800,638 千円(国費：600,479 千円)【工事費、測量試験費、換地費】 計 [H29] 1,010,534 千円(国費：757,900 千円)</p> <p>流用後交付対象事業費：3,347,183 千円(国費：2,510,386 千円)</p> <p><第 23 回申請></p> <p>流用元：</p> <ul style="list-style-type: none">①(いわき市) C-8-1 水産種苗研究施設整備事業 小名浜地区②(いわき市) C-1-4-1 道の駅よつくら港情報館改修事業③(いわき市) C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(漁港整備事業) 四倉漁港					

- ④ (いわき市) C-1-5 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港整備事業) 小浜漁港
- ⑤ (いわき市) C-1-6 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港整備事業) 勿来漁港
- ⑥ (いわき市) C-8-2 調査船いわき丸代船建造事業
- ⑦ (いわき市) C-1-10 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興整備実施計画) 夏井川地区
- ⑧ (相馬市) C-1-1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興整備実施計画) 和田地区
- ⑨ (相馬市) C-4-2 被災地域農業復興総合支援事業 (農業用施設等整備導入事業) 磯部地区
- ⑩ (相馬市) C-1-3 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港整備事業) 松川浦漁港
- ⑪ (相馬市) C-1-3-1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港整備事業)
- ⑫ (相馬市) C-4-3 被災地域農業復興総合支援事業 (農業用施設等整備導入事業) 和田地区
- ⑬ (南相馬市) C-1-1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興整備実施計画) 右田地区
- ⑭ (南相馬市) C-4-1-1 被災地域農業復興総合支援事業 (効果促進事業) 小高地区他
- ⑮ (南相馬市) C-1-3 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港整備事業) 真野川漁港
- ⑯ (南相馬市) C-1-6 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 原町東地区
- ⑰ (南相馬市) C-4-3 被災地域農業復興総合支援事業 (園芸施設整備事業)
- ⑱ (南相馬市) C-1-8 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 右田・海老地区
- ⑲ (南相馬市) C-1-9 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 真野地区
- 20 (南相馬市) C-1-11 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 原町南部地区
- 21 (新地町) C-1-3 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港整備事業) 釣師浜地区
- 22 (新地町) C-4-1 被災地域農業復興総合支援事業 (農業用施設等整備導入事業)

流用先 : C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (八沢地区)

流用額 :

- ①292 千円 (国費 : 219 千円)
- ②14,660 千円 (国費 : 11,728 千円)
- ③56,282 千円 (国費 : 42,211 千円)
- ④13,221 千円 (国費 : 9,915 千円)
- ⑤357 千円 (国費 : 267 千円)
- ⑥758 千円 (国費 : 568 千円)
- ⑦127 千円 (国費 : 127 千円)
- ⑧3,999 千円 (国費 : 3,999 千円)
- ⑨11,918 千円 (国費 : 8,938 千円)
- ⑩26,824 千円 (国費 : 20,118 千円)
- ⑪11,698 千円 (国費 : 9,358 千円)
- ⑫11,315 千円 (国費 : 8,486 千円)
- ⑬107 千円 (国費 : 107 千円)
- ⑭3,766 千円 (国費 : 3,012 千円)
- ⑮1,611 千円 (国費 : 1,208 千円)
- ⑯159,185 千円 (国費 : 119,388 千円)
- ⑰7,679 千円 (国費 : 5,759 千円)
- ⑱24,408 千円 (国費 : 18,306 千円)
- ⑲3,279 千円 (国費 : 2,459 千円)
- ⑳9,499 千円 (国費 : 7,124 千円)
- 21 11,793 千円 (国費 : 8,844 千円)

22 130,762千円（国費：98,071千円）

流用額合計：506,949千円（国費：380,212千円）

流用後交付対象事業費：4,370,417千円（国費：3,277,810千円）

<第25回申請>

流用元：（南相馬市）C-1-5 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（八沢地区）

流用先：（相馬市）C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（八沢地区）

流用額：[H26] 221,696千円（国費：166,272千円）【工事費、換地費、促進費】

流用後交付対象事業費：5,047,662千円（国費：3,785,744千円）

当面の事業概要

- <平成25年度> 区画整理工、実施設計、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業
- <平成26年度> 区画整理工、実施設計、換地業務、用買・補償、農業経営高度化支援事業
- <平成27年度> 区画整理工、実施設計、換地業務、用買・補償、農業経営高度化支援事業
- <平成28年度> 区画整理工、貯水池工、換地業務、用地測量、補償、
農業経営高度化支援事業
- <平成29年度> 区画整理工、貯水池工、換地業務、用地測量、補償、
農業経営高度化支援事業
- <平成30年度> 区画整理工、貯水池工、補完工事、確定測量、換地業務、
農業経営高度化支援事業
- <令和元年度> 区画整理工、貯水池工、補完工事、確定測量、換地業務
農業経営高度化支援事業、台風19号災に伴う復旧工事
- <令和2年度> 補完工事、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業、
台風19号災に伴う復旧工事
- <令和3年度> 補完工事、換地業務、農業経営高度化支援事業

東日本大震災の被害との関係

- ①東日本大震災により発生した津波により、相馬市の沿岸部の約1,110haが浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。
- ②地震による地盤沈下（30～40 cm程度）により海面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。
- ③一方、津波により家屋のほか農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。
- ④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。

（農地面積A=150ha、査定額3,191,109千円）

津波被災割合（津波被災E7面積／地区面積）・・・186.9／188.5＝99%

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	81	事業名	水産種苗研究・生産施設復旧事業	事業番号	C-8-2
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)		
総交付対象事業費	9,388,710 (千円)	全体事業費		9,388,710 (千円)	
	9,190,374			9,190,374	

事業概要

相馬市は、古くから漁業が盛んで、松川浦漁港に水揚げされるヒラメ、カレイ類、アイナメなどの魚介類は、市場や消費者から、新鮮さと品質の良さに高い評価を受けてきた。また、相馬市の漁業は、観光業や地元特産品と強く結びつき、極めて重要な産業となっている。

これまで、福島県では、水産種苗研究所及び種苗生産施設において、東京電力(株)福島第一原子力発電所の温海水を利用したヒラメ、アワビ、アユなどの種苗生産技術研究や生産・放流事業に取り組み、相馬海域をはじめとする、本県海域全体における水産資源の維持・増大を図ってきた。

しかし、東日本大震災に伴う大津波により、前述の水産種苗研究所及び種苗生産施設は全壊し、本県水産産業復興の重要施策として位置づけられていた「栽培漁業」は大きな打撃を受けた。

このため、県では、相馬市をはじめとする本県の漁業者からの要望も踏まえ、放流用種苗の安定的確保に向けた水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制の再構築を図ることとした。

【整備の内容】

旧施設が東京電力(株)福島第一原子力発電所の温海水を利用した効率的な種苗生産及び高い回収率を維持してきた実績を考慮し、温海水を利用できる火力発電所近傍を候補地として検討した。

その結果、相馬共同火力発電(株)新地発電所からの温海水供給と同発電所近傍において施設用地の確保に見通しがついたことから、以下により当該施設を早期に復旧する。

○施設規模 敷地面積：約 32,318 m²

建築面積：約 7,085 m² 共用施設、種苗研究施設、種苗生産施設(稚魚飼育棟、親魚棟など)

対象魚種・数量：ヒラメ 100 万尾、アワビ 100 万個、アユ 300 万尾 (従来生産規模と同等)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

福島県復興計画(第2次)p14、p47、p73、p98「栽培漁業の再構築」

福島復興再生基本方針 p62 ウ 水産業②

当面の事業概要

<平成 25 年度>	基本設計委託	13,472 千円	
<平成 26~27 年度>	調査測量・実施設計委託	259,665 千円	
<平成 27~令和 2 年度>	建設工事	8,888,336 千円	8,690,000 千円
<平成 29~30 年度>	設備機器類整備	227,237 千円	

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災に伴う大津波により、種苗研究・生産施設が全壊し、これまで実施してきた種苗研究・生産業務ができない状況となり、漁業者から沿岸漁業や後継者のためにもヒラメ、アワビなどを中心に、本格的な種苗生産再開の要望があり、栽培漁業の再構築が急務となっている。

関連する災害復旧事業の概要

震災のため中断した放流用種苗の生産技術開発の継続のため、平成 25 年 4 月に本県の沿岸重要魚種であるホシガレイ等の研究施設を、いわき市小名浜の水産試験場敷地内に整備した。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	82	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業	事業番号	◆D-4-1-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		63,192 (千円)	全体事業費		63,192 (千円)
事業概要					
■災害公営住宅駐車場整備事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備することとしているが、住宅整備に併せて、入居者向けの必要不可欠である駐車場を整備することによって、生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備 共助住宅用 4カ所 (馬場野、原釜、磯部、細田) 戸建住宅用 6カ所 (明神前、細田、刈敷田、鷲山、荒田、南ノ入) 共同住宅用 1カ所 (刈敷田) ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策 (P20) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備 共助住宅用 4カ所 (馬場野、原釜、磯部、細田) 戸建住宅用 1カ所 (明神前) <平成 25 年度> 災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備 戸建住宅用 5カ所 (細田、刈敷田、鷲山、荒田、南ノ入) <平成 26 年度> 災害公営住宅整備と併せた入居者向け駐車場の整備 共同住宅用 1カ所 (刈敷田)					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (1,400 世帯) が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、駐車場については、相馬市では入居者にとっては必要不可欠な施設であり、応急仮設住宅でも駐車場を確保しているため、今回整備する災害公営住宅でも最低各戸 1 台分のスペースは必要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。 また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-1
事業名	災害公営住宅整備事業 (馬場野団地)
交付団体	相馬市

基幹事業との関連性
今回整備する駐車場については、災害公営住宅の機能として、相馬市では入居者にとっては必要不可欠な施設であり、応急仮設住宅でも駐車場を確保しているため、今回整備する災害公営住宅でも最低各戸 1 台分のスペースは必要であるため、今回関連して事業を実施するものであります。

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	84	事業名	被災地域農業復興総合支援事業	事業番号	C-4-3
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)		市 (間接)
総交付対象事業費		104,502 (千円)	全体事業費		93,187 (千円)
事業概要					
■被災地域農業復興総合支援事業 (農業用施設等整備導入事業) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が農業基盤再生に必要な施設を整備し、また農業用機械を導入し農業者等へ貸与することによって、地域の意欲ある経営体の育成・確保及び早期の経営再開を総合的に支援するため事業を実施する。 ▽事業量 被災した農業者で構成する農業法人に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備 ・いちご生産に必要な、水耕栽培用施設の整備 (和田地内、栽培ハウス 1 棟、育苗ハウス 1 棟、苗置ハウス 3 棟) ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 5 項 農業機関整備 (P36) (事業間流用による経費の変更) (平成 31 年 1 月 11 日) 事業完了により事業額が確定したことに伴い、11,315 千円 (国費 8,486 千円) の残額が生じたことから、既配分額の流用により充当することで、効率的な予算執行を図るため、相馬市 C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 八沢地区へ 11,315 千円 (国費: 8,486 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は、104,502 千円 (国費 78,376 千円) から 93,187 千円 (国費: 69,880 千円) に減額。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 被災した農業者で構成する農業法人に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備 ・いちご生産に必要な、水耕栽培用施設の整備 (和田地内、栽培ハウス 1 棟、育苗ハウス 1 棟、苗置ハウス 3 棟)					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000ha を超える面積は津波により被害を受け、農用地でも 1,220ha (田 1,135ha、畑 85ha) の被害を受けた。 本市の主要な農産業であるいちごについては、相馬市和田地区をはじめ市内各地において栽培されているが、交付事業該当地区である和田地区 (農家数 13) は、直接津波による被害 (約 15,000 m ²) を受け、作業に必要な農業用施設 (ビニールハウス 63 棟) 等が全て流された。 平成 24 年度において、自主再建が困難ないちご農家のため、被災地域農業復興総合支援事業を活用したいちご水耕栽培施設 (8 棟、6,865 m ²) を整備し、施設の一部を活用した水耕栽培を実施している。また、平成 25 年 9 月からの本格的な栽培開始に向け、現在準備を進めている。 しかしながら、自家所有による自主再建を目指し作業を続けてきたいちご農家でも、被害が甚大なため再建を断念せざるを得ない状況となってしまった農家も多い。 そのため、自主再建を断念した農家を救済できるよう、平成 24 年度に整備したいちご水耕栽培施設に追加して必要な収穫量が得ることができるよう、支援を行う必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災農家経営再開支援事業 (がれき拾い) は津波被害のあった地区において復興組合を通じ、がれき拾い等の仕事量に応じて交付金を分配する事業があるが、この事業は人的支援のため、被災地域農業復興総合支援事業 (機械の整備) と重複はしない。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	85	事業名	観光交流拠点整備事業	事業番号	◆D-23-2-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		139,318 (千円)	全体事業費		139,318 (千円)
事業概要					
<p>■観光交流拠点整備事業</p> <p>東日本大震災により、著しい被害を受けた本市観光産業の復興を図るため、被災した観光受け入れ拠点や地域間コミュニティ活動の場の再建をすることとしているが、再建に関して施設を集約し、情報発信や全国からの誘客の第一次受け入れ拠点としての役割の担う観光交流拠点を整備し、また、従来からの観光資源に加え、新たな観光資源の発掘を行い、観光産業の復興を行っていく。</p> <p>本市における観光受け入れ拠点として尾浜地区に観光案内所があったが、津波により全壊となり、その再建の見通しが立っていない。また、市沿岸部約 110ha を移転促進区域に指定し、新たな住宅地への移住を進めており、被災した観光関連施設や地域間コミュニティ活動の場についても、施設を集約し、複合的機能をもった観光交流拠点を整備し、従来からの観光資源に関する情報提供や宿泊案内などを行うとともに、被災地の状況や現在進めている復興事業なども新たな観光資源としてとらえ、視察に訪れる方などへのスムーズな誘導も可能なように、市内関係団体と連携し実施していきたい。</p> <p>また、応急仮設住宅から災害公営住宅などそれぞれの恒久的住宅へ移り住む被災者が、災害公営住宅等の新たな居住地における地域コミュニティにスムーズに移行できるよう、施設を活用した地域交流活動・イベントを実施し、移住後の孤独死などを防止するとともに、被災者間のコミュニティを絶やすことなく、引き続き共助しあえる関係を築き上げることも目的とする。</p> <p>▽事業量 整備箇所：相馬市中村字北町地内 建築面積：463.74 m² 事業内容：①基本・実施設計、地質調査 ②建設（建築、電気、機械）工事</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 5 項 経済対策 (P17) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 6 項 一般製造業及び第三次産業の支援 (P38)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <p>①基本・実施設計、地質調査 ②建設（建築、電気、機械）工事</p> <p><平成 26 年度></p> <p>②建設（建築、電気、機械）工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災で発生した津波等により、相馬市の主要な観光資源である松川浦県立自然公園は被害が甚大で、同地区内にあった観光案内施設や交流活動を行う集会所などの公益施設についても流出、全壊の被害を受け、いまや観光としての役割を失い、観光客も皆無となっている。</p> <p>また、本市の春から夏にかけての風物詩となっている潮干狩りや海水浴場も、再開の見通しも立っていないが、市内観光関係機関、団体では、なんとか観光産業の復興を果すべく、様々な活動を実施しているが、その道のりは遠いものとなっている。</p> <p>そのような中、新たな動きとして、本市の被災の状況や、震災以降の取り組みなど視察したいという方が多く見られ、災害公営住宅の整備状況や、新たな住宅地造成などを実際に見に来る事例が多く、本市として結果的に新たな誘客となる資源としての価値が見えてきている。</p> <p>市、及び観光関係団体では、その動きに合わせて復興施策を新たな観光資源として位置付け、全国からの誘客を進めていくべく活動を始めているが、その拠点となるべく場所の確保を要望されている。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-23-2
事業名	防災集団移転促進事業（刈敷田地区）
交付団体	相馬市
基幹事業との関連性	
<p>移転促進区域に居住していた被災者は、現在応急仮設住宅等に入居しており、防災集団移転促進事業で整備する新たな住宅地に随時移転していくものであり、住宅地整備を合わせて被災者のコミュニティ維持のために必要不可欠となる場所の整備についても、進めていく必要がある。</p> <p>また、本市観光産業の復興を図ることが、被災者の生活再建にも大きく寄与するものであるため、早期に情報発信が可能となるよう施設を整備し、速やかに観光産業の復興を行っていく必要がある。</p>	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 3 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	86	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	1,081,932 (千円)	全体事業費	1,081,932 (千円)		
事業概要					
■漁業集落防災機能強化事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部に位置する漁村集落である岩子地区については、高潮・波高の増大や地震・津波等に対して十分に安全が確保されていないことから、今後、安全・安心な居住環境を確保するための漁業関連施設の保全に必要な防災安全施設の整備等を実施することによって、地域住民の生活の安全性を図るとともに、災害に強く、生産性の高い水産業・漁村づくりを推進することにより、地域水産業と漁村の復興に資するものとなるよう実施する。					
当面の事業概要					
本市沿岸部に位置する漁村集落である岩子地区における、漁業関連施設の保全と防災安全のために必要な防災安全施設の整備 ・対象施設： 浸水防護施設(防災安全施設) L=820m ・事業内容： 地質調査、路線測量、用地測量、実施設計(平成 28 年度) 工事、工事監理(平成 29 年度～令和 3 年度) ・その他：他事業との関連なし					
東日本大震災の被害との関係					
岩子地区は、人口 469 人(うち漁業就業者 358 人)、世帯数 144(うち漁家世帯 76、漁家比率 52.7%)の集落であり、漁家の多くは松川浦内でアオノリ、アサリ養殖業を営み、平成 22 年の生産額は約 3.1 億円であった。 そのような中、当該地区は、東日本大震災により全て浸水しており、かつ、地盤沈下により、震災後において、高潮・波高の増大による冠水が見られ、地盤沈下防災対策は一部が実施済みであるが、約 1 km にわたり浸水を防護する施設が未整備であるため、今後の地震・津波等に対する安全対策が不十分となっている。 また、当該地区の南北からは護岸の災害復旧工事が進んでおり、当該地区のみが護岸整備から取り残されている状況にあり、地元住民より当該地区の防災安全施設整備について再三要望がある区域であり、迅速な対応が望まれている。					
関連する災害復旧事業の概要					
当該地区である岩子地区を含む松川浦漁港の各漁港施設については、平成 28 年度までの完了を目指している。海岸保全施設についても、平成 28 年度までの完了を目指している。 また、岩子地区の南北では、災害復旧事業により、平成 27 年度までに風浪対策のための護岸・堤防が整備されている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	87	事業名	道路事業（市街地相互の接続道路）[補助率変更分]	事業番号	D-1-29
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費	0（千円）		全体事業費	206,000（千円）	
事業概要					
<p>■道路事業（県道：相馬亘理線）</p> <p>原釜尾浜地区は壊滅的な津波被害を受けたことから、家屋が流出するなど、甚大な被害があったエリアを災害危険区域に指定し、防災集団移転促進事業を実施する。</p> <p>その移転跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地事業が実施され、津波による浸水エリアの縮小を図り、住宅への安全度向上を図る。それに伴い、相馬亘理線の改良工事を実施する。</p> <p>形状としては防災緑地に合わせて整備することとし、防潮堤、防災緑地と一体になって減衰を図る計画としている。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所：相馬市原釜地区</p> <p>事業内容：県道・相馬亘理線 L=約 2,000m W=6.0(10.0)m</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>※当事業は財政力指数の変更により補助率が 3/5 から 5/9 に変更となるため、No. 48 事業の事業内容のうち、残工事に係る内容を移行したものである。</p> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 29 年 1 月 19 日）</p> <p>残事業費を既配分予算の流用により充当することで効率的な予算執行を図るため、(いわき市) D-4-14 災害公営住宅整備事業（小名浜）より 90,000 千円（国費：H24 予算 69,750 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 90,000 千円（国費：69,750 千円）に増額。</p> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 30 年 1 月 17 日）</p> <p>残事業費を既配分予算の流用により充当することで効率的な予算執行を図るため、(富岡町) ◆D-1-1-1 交通インフラ検討事業（仏浜）より 10,000 千円（国費：H23 予算 7,750 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 90,000 千円（国費：69,750 千円）から 100,000 千円（国費：77,500 千円）に増額。</p> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 30 年 10 月 10 日）</p> <p>住宅基礎の取り壊し等の増工に伴い、D-1-10 道路事業 広野小高線より、106,000 千円（国費：H24 予算 82,150 千円）を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は、100,000 千円（国費 77,500 千円）から 206,000 千円（国費 159,650 千円）に増額。</p>					
当面の事業概要					
<平成 25~令和 2 年度>			<平成 26~31 年度>		
○ 用地買収			○改良工事、舗装工事		
東日本大震災の被害との関係					
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23/10/31)を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し相馬亘理線の整備を進めることにより、防					

潮堤、防災緑地一体となって背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。

関連する災害復旧事業の概要

予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 3 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	88	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業 (補助率変更分)	事業番号	D-5-2
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市
総交付対象事業費		0 (千円)	全体事業費		341,173,385,591 (千円)

事業概要

■災害公営住宅家賃低廉化事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。

※管理開始後 5 年経過すると基本国費率が 3/4 から 2/3 に変更となるため、No. 20 事業 (D-5-1) の事業内容のうち、管理開始後 5 年が経過した災害公営住宅に係る内容を移行したものである。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

追加配分のため、◆D-1-1-1 震災後における代替輸送確保支援モデル事業より 3,528 千円 (国費: 2,940 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 0 千円 (0 千円) から、3,528 千円 (2,940 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日)

追加配分のため、D-23-3 防災集団移転促進事業 (荒田地区) より 52,418 千円 (国費: 43,680 千円) を流用。

これにより、交付対象事業費は 3,528 千円 (2,940 千円) から、55,946 千円 (46,620 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 31 年 1 月 11 日)

追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 62,897 千円 (国費: H27 予算 52,414 千円) を流用。

これにより、交付対象事業費は 55,946 千円 (46,620 千円) から、118,843 千円 (99,034 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 1 月 10 日)

追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 222,330 千円 (国費: H27 予算 185,274 千円) を流用。

これにより、交付対象事業費は 118,843 千円 (99,034 千円) から、341,173 千円 (284,308 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (令和 3 年 1 月 12 日)

追加配分のため、D-13-1 住宅・建築物安全ストック形成事業 (かけ地近接等危険住宅移転事業) より 44,418 千円 (国費: H25 予算 37,015 千円) を流用。

これにより、交付対象事業費は 341,173 千円 (284,308 千円) から、385,591 千円 (321,323 千円) に増額。

当面の事業概要

<平成 29 年度>	対象戸数: 馬場野地区	7 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)
<平成 30 年度>	対象戸数: 馬場野地区等	8 2 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)
<平成 31 年度>	対象戸数: 馬場野地区等	9 6 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)
<令和 2 年度 (見込み)>	対象戸数: 馬場野地区等	2 7 8 2 3 0 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。

被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。

なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	89	事業名	道路事業(市街地相互接続整備)(県道:原町海老相馬線)[補助率変更分]	事業番号	D-1-30
交付団体	県		事業実施主体(直接/間接)	県(直接)	
総交付対象事業費	0(千円)		全体事業費	120,000(千円)	
事業概要					
<p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うものである。</p> <p>南相馬市側の計画である北海老地区の防災集団移転事業跡地に農林水産省事業である海岸防災林が計画されており、現道の移設が必要となるため、西側に新ルートで整備する計画である。</p> <p>現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、沿岸部に海岸防災林(農林水産省事業)が計画され、原形復旧が不可能となることより、隣接するほ場整備区域に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)</p> <p>【他事業からの流用】</p> <p>平成 30 年度第 22 回で地盤改良工等の増工に伴い、D-1-6 道路事業 久之浜港線より、112,000 千円(国費: H27 予算 93,000 千円)を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は、120,000 千円(国費 93,000 千円)の増額。</p> <p>令和元年度第 25 回で、(いわき市) D-1-6 道路事業 久之浜港線より、上記のうち 8,000 千円(国費: H27 予算 6,200 千円)分を流用(令和元年 12 月)</p>					
▽事業量					
実施場所: 相馬市蒲庭地区					
事業内容: 県道・原町海老相馬線 L=約 1,500m W=6.0(10.0)m					
▼位置付け					
[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 30 年度>					
用地買収、地盤改良工					
<平成 31 年度>					
道路改良工、道路改良工、舗装工					
<平成 32 年度>					
台帳整備					
東日本大震災の被害との関係					
<p>現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、南相馬市側の北海老地区沿岸部はすべて津波で流失したが、相馬市側の立切北地区は幸い全壊を免れた。</p> <p>そのため、南相馬市と相馬市を結ぶ本線は、ほ場整備事業での新ルートを立切北地区とのアクセスを考慮しながら、現道の西側へ変更し相馬市の高台へ至る新ルートで整備する。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。

道路については、本事業が採択される以前に原形復旧で査定を受けたが、本事業と調整を行い必要最低限の車道のみを復旧を行った。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	90	事業名	下水道事業（公共下水道（自動除塵機）整備事業） （原釜地区）	事業番号	D-21-4
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	0（千円）		全体事業費	220,320（千円）	
事業概要					
■下水道事業（公共下水道（自動除塵機）整備事業） 東日本大震災による津波により被災した、原釜排水機場の自動除塵機を復旧整備する。 なお、被災地域については、県が道路整備事業（相馬互理線）を進めている。本事業を行う際に、水路を堰き止める必要があり、雨天時の冠水被害リスクが高まる関係上、県道工事中に本事業を行うことは危険が伴う。そのため、県道路事業が終了する平成 31 年度より本事業に着手する計画である。					
▽事業量 対象場所 原釜排水機場（排水区域：原釜地区 83.1ha） 事業内容：自動除塵機復旧（2 基）					
▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver3.2)〕第 1 章-第 2 節-第 4 項 雨水の排水対策(現在改定中)					
当面の事業概要					
<平成 31 年度> ・自動除塵機復旧整備工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により原釜排水機場は津波を受け、建物全体が水没、施設内の設備全てが使用不能となった。現在は被災した除塵機 3 基のうち 1 基のみ復旧し運用しているが、平成 29 年の台風の際に処理しきれず、排水ポンプが故障した経緯がある。 本排水機場の雨水排水区域である原釜地区（83.1ha）は、いずれも海拔 0~1.2m と低い地域であり、台風等雨量の多い時期には冠水被害が懸念される。 同地域は、近年、商店や太陽光パネルの整備が進み始めており、今後さらに地域の復興を加速させていくうえで、雨水の排水対策は欠かせないものである。 については、地区内の生活基盤の復興を図るため、自動除塵機を復旧整備し、排水対策を講じることにより、安全で住み良いまちづくりを推進するもの。					
(事業間流用による経緯) (平成 30 年 10 月 10 日) 事業計画の新規申請に伴い、 D-23-3 防災集団移転促進事業（荒田地区）より 52,074 千円（国費：H25 予算 45,565 千円） F-2-1 市街地復興効果促進事業より 149,594 千円（国費：H27 予算 119,675 千円） を流用。 これにより、交付対象事業費は 220,320 千円（国費：165,240 千円）となる。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	91	事業名	避難路整備事業 (札ノ沢地区)		事業番号	D-20-5
交付団体	市		事業実施主体 (直接/間接)		市	
総交付対象事業費	0 (千円)		全体事業費		20,548 (千円)	
事業概要						
<p>東日本大震災による津波被害を受けた尾浜札ノ沢地区の、避難危険区域解消に向け、津波発生時に住民が安全かつ円滑に避難を行えるよう、避難距離や避難時間の短縮のための避難路等を整備するもの。</p> <p>▼整備概要 避難路整備事業 (札ノ沢地区) 避難路等整備 L=320m</p> <p>▼位置付け 相馬市復興計画 (Ver3.3) 第 1 章-第 2 節-第 3 項 避難道路の整備 (現在改訂中)</p> <p>(事業間流用による経緯) (令和元年 10 月 7 日) 事業計画の新規申請に伴い、D-23-3 防災集団移転促進事業 (荒田地区) より 17,613 千円 (国費: 15,411 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 20,548 千円 (15,411 千円) となる。</p>						
当面の事業概要						
<p><令和元年度></p> <ul style="list-style-type: none">・測量設計 <p><令和 2 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・整備工事						
東日本大震災の被害との関係						
<p>札ノ沢地区は震災による津波・浸水の被害を受けたが、半壊以下の住宅も多いことから、災害危険区域の指定は行わなかった。(全壊・大規模半壊: 19 件、半壊・一部損壊: 21 件) また、同地区の松川浦環境公園も津波により甚大な被害を受けたが、地元 NPO やボランティアの支援により H24.7 より復旧再開している。</p> <p>同地区の集落は松川浦に面しており、元々周辺の土地が低いことに加え、震災による地盤沈下の影響もあり、再度津波が来た場合、現状の避難路では、浸水想定区域外へ出るために約 510m の避難を要する。また環境公園においても、避難所への避難路の多く (約 600m) が浸水区域に含まれており、来訪者の避難路の確保が課題となっている。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	